

CLASS 2 LAND SPECIAL RADIO OPERATOR

2026年10月版

第二級陸上特殊無線技士 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全200問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、第二級陸上特殊無線技士の想定問題集（全200問）の**無料サンプル版**です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	第二級陸上特殊無線技士の受験者
-----------	-----------------

出題形式	本試験は多肢選択式（CBT方式）。本書は四択の想定問題で、計算問題16問と事例問題8問を含む
-------------	--

収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
------------	--------------------

準拠	無線従事者規則第5条第17号の試験科目と、日本無線協会「令和8年度 特殊無線技士国家試験案内」（2025年12月1日）。試験細目は公表されていないため、中項目は養成課程の実施要領（平成5年郵政省告示第553号）の別表から起こした
-----------	--

本試験について分かっていること、公表されていないこと

本試験は公益財団法人日本無線協会が実施する国家試験で、CBT方式により年間を通じて受験できる。協会の資料（2026年10月1日取得）が示しているのは、次の範囲である。

試験科目	無線工学・法規の2科目
-------------	-------------

問題数・試験時間	無線工学12問・法規12問（計24問）、2科目あわせて1時間（表1。PDFの更新日は2020年4月30日）
-----------------	---

合格基準	各科目60点満点中40点。両科目とも基準に達する必要がある（表2。同上）
-------------	--------------------------------------

受験料	6,900円、ほかに払込手数料（2026年10月2日に協会と試験の申込サイトで確認した、同年10月1日の手数料改定後の額）
-----	---

試験細目（出題範囲の細目）	公表されていない。本書は養成課程の実施要領の別表から範囲を設定した
---------------	-----------------------------------

1問あたりの配点	資料に記載なし
----------	---------

本試験の形式と時間配分

本試験は2科目あわせて24問を1時間で解く。単純計算で1問あたり2.5分である（科目ごとの時間配分は資料に記載がない）。本書を解くときは、1問2分半を目安に、計算問題は式を立てるところまでを手早く済ませる練習をしたい。

科目と配点

本試験は無線工学12問・法規12問で、科目の比は50:50である。本書も同じ比率で、無線工学100問・法規100問を収録した（第1章から第5章が無線工学、第6章から第10章が法規）。中項目ごとの出題割合は公表されていないため、科目の中では、公開資料で根拠を確かめやすい論点に厚く配分した。

解き方の目安

法規の設問は、条文の主語（免許人・無線局・無線従事者）と、数値・期間の取り違えに注意する。事例問題は、場面を条文の要件に当てはめて、できること・できないことを切り分ける形で出題している。計算問題は、設問の表に与えた値と式から求める形式である。本試験で電卓等の計算器具が使えるかは、CBT方式の扱いが資料に記載されていないため、試験案内で確認してほしい。

収録内容

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 第二級陸上特殊無線技士を実施する機関（公益財団法人日本無線協会）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有ありません。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 電波法令・告示・試験の運用は改正されまです。受験料などの金額も変わることがあります。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インターネット上での共有・アップロードを含む）、翻案することを禁じます。

7. 商標について。本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。計算問題は、設問の表に与えた値と式から求める形式で出題しており、その例も収めています。

問 1

無線工学

周波数から波長を求める

次の表の条件で、周波数150MHzの電波の波長はいくらか。

電波の条件

項目	値
周波数 f	150MHz
周波数と波長の関係	波長 λ [m] = $300 \div$ 周波数 f [MHz]

- A 0.5m
- B 2m
- C 1m
- D 0.2m

問 2

無線工学

業務用無線システムと変調方式

次の表は、業務用のデジタル無線システムと、そこで使われている（または現行方式とされている）デジタル変調方式を整理したものである。表の空欄ア～ウに入る変調方式の組合せとして、最も適切なものはどれか。

業務用デジタル無線システムと変調方式

無線システム	変調方式
60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の現行方式（チャンネル間隔15kHz又は7.5kHz）	ア
防災無線移動系・消防無線・タクシー無線などの狭帯域デジタル通信方式	イ
デジタル方式の簡易無線（6.25kHz配置）	ウ

- A ア：16QAM イ：4値FSK ウ： $\pi/4$ シフト QPSK
 B ア： $\pi/4$ シフト QPSK イ：4値FSK ウ：16QAM
 C ア：4値FSK イ：16QAM ウ： $\pi/4$ シフト QPSK
 D ア：16QAM イ： $\pi/4$ シフト QPSK ウ：4値FSK

問 3

無線工学

相対利得から絶対利得への換算

次の表のアンテナについて、絶対利得（等方性アンテナを基準とした利得）をデシベルで表した値として、最も適切なものはどれか。

換算するアンテナの利得

項目	値
アンテナの種類	八木・宇田アンテナ
半波長ダイポールを基準とする相対利得 Gh (dB)	9.0

- A 11.15 dB
- B 6.85 dB
- C 14.76 dB
- D 9.00 dB

問 4

法規

予備免許で指定される事項

電波法第8条の規定により、総務大臣が予備免許を与える際に指定する事項の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- A 工事落成の期限、通信の相手方、無線設備の設置場所、空中線電力、免許の有効期間
- B 工事落成の期限、電波の型式及び周波数、識別信号、空中線電力、運用許容時間
- C 無線局の目的、電波の型式及び周波数、無線設備の設置場所、無線従事者の資格、運用許容時間
- D 無線局の目的、通信の相手方、識別信号、無線従事者の資格、免許の有効期間

問 5

法規

無線電話による試験電波の発射（事例）

陸上移動業務の無線局（無線電話）を調整するため、無線従事者の乙は、空中線から電波を発射する必要がある。無線局運用規則第39条の手順を無線電話で行う場合（第18条による準用、第14条と別表第四号の略語）、乙が送信する語句の説明として最も適切なものはどれか。

- A 「本日は晴天なり」を繰り返したあと、「こちらは」と自局の呼出符号を送り、続いて「ただいま試験中」を連続して送る。
- B 「ただいま試験中」を繰り返し、次に「こちらは」と自局の呼出符号を送ってから、「本日は晴天なり」を連続して送る。
- C 「ただいま試験中」を繰り返したあと、「どうぞ」に続けて自局の呼出符号を送り、続いて「本日は晴天なり」を連続して送る。
- D 「本日は晴天なり」を繰り返し、次に「どうぞ」と自局の呼出符号を送ってから、「ただいま試験中」を連続して送る。

問 6

法規

運用の停止と運用の制限

免許人等が電波法若しくは放送法又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときに、電波法第76条第1項により総務大臣が行うことのできる処分に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- A 六月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めずに運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
- B 三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めずに電波の型式若しくは識別信号を制限することができる。
- C 六月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて電波の型式若しくは識別信号を制限することができる。
- D 三月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

解答・解説

問 1 正解 B 無線工学 周波数から波長を求める

周波数をMHz単位のまま使い、300をその値で割ると波長がm単位で求まる。

波長の計算

段	計算	結果
波長	$300 \div 150$	2 m

周波数が高いほど波長は短くなり、150MHzの電波の波長は2mである。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。割る向きを取り違い、 $150 \div 300 = 0.5$ とした場合の値である。C は誤り。波長を求めたあとで2で割り、半波長 ($300 \div 150 \div 2 = 1$) を答えた場合の値である。D は誤り。周波数を1,500MHzと桁を1つ取り違い、 $300 \div 1,500 = 0.2$ とした場合の値である。

出典 総務省「電波防護のための基準への適合確認の手引き」3 基準値への適合確認方法の流れ (1) 算出に必要な無線局の諸元の抽出 ($\lambda [\text{m}] = 300 / f [\text{MHz}]$)

問 2 正解 D 無線工学 業務用無線システムと変調方式

60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の現行方式は**16QAM**である（ア）。移動体通信では、 $\pi/4$ シフト **QPSK**が、平成10年の電気通信技術審議会答申以降、防災無線移動系・消防無線・タクシー無線などの狭帯域デジタル通信方式として広く採用されている（イ）。**4値FSK**は平成20年の情報通信審議会答申により新たに認可され、デジタル方式の簡易無線（6.25kHz配置）に採用されている（ウ）。したがって **D** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。アは正しいが、イとウが入れ替わっている。B は誤り。 $\pi/4$ シフト QPSK は移動系の狭帯域デジタル通信方式、16QAM は同報系の現行方式、4値FSK は簡易無線の方式で、ア～ウがすべてずれている。C は誤り。4値FSK は簡易無線の方式、16QAM は同報系の現行方式であり、ア・イ・ウのどれも当てはまらない。

出典 情報通信審議会 陸上無線通信委員会報告（案）「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化（平成26年） 2.4 変調方式（現行方式〈16QAM〉、QPSK 方式・4値FSK 方式の項）

問 3 正解 A 無線工学 相対利得から絶対利得への換算

等方性アンテナを基準とした利得を**絶対利得**、半波長ダイポールアンテナを基準とした利得を**相対利得**という。両者はデシベルで $G_a = G_h + 2.15$ [dB] の関係にある。

絶対利得の計算

段階	計算	結果 (dB)
相対利得	表の値	9.0
絶対利得	$9.0 + 2.15$	11.15

したがって A が正しい。

他の選択肢 B は誤り。2.15 dBを足すべきところを引いた値 ($9.0 - 2.15 = 6.85$) である。C は誤り。デシベル値に係数を掛けてしまった値 ($9.0 \times 1.64 = 14.76$) である。デシベルで表した利得は足し算で換算する。D は誤り。基準アンテナの違いを換算していない値である。

出典 電子情報通信学会「知識ベース」4群2編2章 アンテナの基礎 2-9-7(1) 絶対利得, 相対利得

問 4 正解 B 法規 予備免許で指定される事項

第8条第1項は、審査の結果、申請が適合していると認めるときに、**工事落成の期限、電波の型式及び周波数、識別信号（呼出符号・呼出名称など）、空中線電力、運用許容時間を指定して予備免許を与えると定めている。**したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。通信の相手方、無線設備の設置場所、免許の有効期間は、第8条第1項の指定事項ではない。電波の型式及び周波数、識別信号、運用許容時間が抜けている。C は誤り。無線局の目的、無線設備の設置場所、無線従事者の資格は、第8条第1項の指定事項ではない。工事落成の期限、識別信号、空中線電力が抜けている。D は誤り。無線局の目的、通信の相手方、無線従事者の資格、免許の有効期間は、第8条第1項の指定事項ではない。工事落成の期限、電波の型式及び周波数、空中線電力、運用許容時間が抜けている。

出典 電波法 第8条第1項・第14条第1項／総務省 電波利用ポータル「免許」3

問 5 正解 B 法規 無線電話による試験電波の発射（事例）

無線電話通信には第18条により無線電信通信の方法の規定が準用され、業務用語には別表第四号の略語を使う（第14条）。第39条第1項の手順で送る EX・DE・VVV は、別表第四号ではそれぞれ「**ただいま試験中**」「**こちらは**」「**本日は晴天なり**」に相当する。DE に続けて送るのは**自局の呼出符号**である。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。「こちらは」が DE に相当する点は正しいが、最初に繰り返すのは EX に相当する「ただいま試験中」で、後で連続して送るのが VVV に相当する「本日は晴天なり」であり、順序が入れ替わっている。C は誤り。「ただいま試験中」と「本日は晴天なり」の順序は正しいが、DE に相当するのは「こちらは」であり、「どうぞ」は K に相当する。D は誤り。「ただいま試験中」と「本日は晴天なり」の順序が入れ替わっているうえ、DE に相当するのは「どうぞ」ではなく「こちらは」である。

出典 無線局運用規則 第39条第1項・第18条第1項・第14条第1項・別表第四号

問 6 正解 D 法規 運用の停止と運用の制限

第76条第1項は、免許人等が電波法・放送法やこれらに基づく命令・処分に違反したときは、総務大臣は三月以内の期間を定めて無線局の**運用の停止**を命じ、又は期間を定めて**運用許容時間、周波数若しくは空中線電力**を制限することができる」と定めている。したがって **D** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。制限できる事項は定めどおりだが、運用の停止の期間は六月以内ではなく三月以内であり、制限も期間を定めて行う。B は誤り。運用の停止の期間は正しいが、制限は期間を定めて行うものであり、制限の対象も運用許容時間・周波数・空中線電力で、電波の型式や識別信号ではない。C は誤り。運用の停止の期間は三月以内であり、制限の対象として定められているのも運用許容時間・周波数・空中線電力で、電波の型式や識別信号は挙げられていない。

出典 電波法 第76条第1項

本章の出典

- ・ 総務省「平成26年版 情報通信白書」第2部第5章第7節 図表5-7-1-1「我が国の周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴」
- ・ 総務省 電波利用ポータル「周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴」（総合通信基盤局電波部 電波政策課）
- ・ 総務省「電波防護のための基準への適合確認の手引き」
- ・ 鶴剛「物理学基礎論B（電磁気学）講義ノート」（京都大学理学部物理学第二教室、Ver 2018）
- ・ 白藤立「電気回路学基礎」（大阪市立大学大学院工学研究科、2018-06-30版）
- ・ 鶴剛「エレクトロニクス講義資料 第8章 トランジスタ回路」（京都大学、ver.2）
- ・ 経済産業省 資源エネルギー庁「学習課題 燃料電池のしくみと利用はどうなっているのだろうか」（エネルギー教育教材）
- ・ 札幌市消防局「火災予防条例 第17条（蓄電池設備）の解説」
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群1編10章「送信機」（Ver.1/2010.11.9）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群1編4章「ディジタル変調」（Ver.1/2010.11.9）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」5群8編2章「変調方式と伝送」（2012）
- ・ 総務省 総合通信基盤局「4時限目 電波で伝わる情報」（あんとマイスケの電波スクール、2026年10月1日取得）
- ・ 総務省 九州総合通信局「アマチュア無線局の電波型式を新表示に改正」（2004年）
- ・ 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第2条・第4条の2（2026年10月1日取得時点）
- ・ 情報通信審議会 陸上無線通信委員会報告（案）「業務用陸上無線通信の高度化等に関する技術的条件」のうち60MHz帯デジタル同報系防災行政無線の低廉化（平成26年）
- ・ 総務省 情報通信審議会「簡易無線局等に適したデジタル方式の技術的条件 参考資料（資料集）」（平成20年3月26日）
- ・ 総務省「400MHz帯デジタル簡易無線局の帯域拡張及び高度化のあり方に関する調査検討 報告書」（令和4年3月）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群2編2章 アンテナの基礎（2013年）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群2編3章 給電回路（2013年）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群2編4章 線状・板状アンテナ（2013年）
- ・ 電子情報通信学会「知識ベース」4群2編6章 開口面アンテナ（2013年）

-
- 総務省「電波法関係審査基準」別紙1 局種別審査基準 第1 固定局
 - 総務省 電波利用ポータル「周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴」（2026年10月1日閲覧）
 - 総務省「情報通信白書」平成26年版 第2部第7節「我が国の周波数帯ごとの主な用途と電波の特徴」
 - 総務省 総合通信基盤局「電波教室」4時限目 電波で伝わる情報（2026年10月1日閲覧）
 - 総務省 関東総合通信局「電波の異常伝搬によるテレビの受信障害」（2026年10月1日閲覧）
 - 情報通信研究機構「宇宙天気予報 ユーザーガイド 電離圏」（2026年10月5日閲覧）
 - 総務省 東海総合通信局「地デジ用語集」（2026年10月5日閲覧）
 - 総務省 関東総合通信局「受信障害の見分け方 症状(1) 特定チャンネルが受信できない」（2026年10月5日閲覧）
 - 電波法（昭和25年法律第131号）総務省 電波利用ポータル掲載版（2026年10月1日取得）
 - 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）総務省 電波利用ポータル掲載版（2026年10月1日取得）
 - 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）総務省 電波利用ポータル掲載版（2026年10月1日取得）
 - 特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）
 - 総務省 電波利用ポータル「免許」無線局の免許手続き（2026年10月1日閲覧）
 - 総務省 電波利用ポータル「免許等の有効期間」（2026年10月1日閲覧）
 - 電波法（昭和25年法律第131号）第14条・第5章第1節 第52条～第57条・第59条（2026年10月1日取得時点）
 - 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第37条（2026年10月1日取得時点）
 - 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第10条・第13条・第14条・第18条・第19条の2・第39条・別表第二号・別表第四号（2026年10月1日取得時点）
 - 電波法（昭和25年法律第131号）第5条第3項・第42条・第72条・第73条・第75条～第77条・第79条・第80条・第103条の2・第110条・第110条の2・第111条・第112条（2026年10月1日取得時点）
 - 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第41条の2の6・第41条の3・第41条の4・別表第五号（2026年10月1日取得時点）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

第二級陸上特殊無線技士 想定問題集

2026年10月版（第1.3版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。